

諮問番号：平成30年諮問第13号

答申番号：平成30年答申第15号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下処分に関して、審査請求人が、転居に要した敷金等が支給されるべきである等と主張して、当該処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、平成21年12月10日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 平成26年10月3日及び同年11月27日、審査請求人は、現住居への転居に要する保証金、火災保険料及び仲介手数料（以下「本件転居費用」という。）を自力で支払い、同年10月10日を始期とする住宅賃貸借契約を締結し、現住居に転居した。
- 3 審査請求人は、平成29年8月28日付けで、処分庁に対し、本件転居費用に係る保護変更申請書並びに平成27年11月26日及び平成28年12月26日に支払った火災保険料（以下「更新火災保険料」という。）に係る保護変更申請書を提出した。
- 4 処分庁は、平成29年9月7日付けで、本件転居費用に係る保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）及び更新火災保険料に係る保護変更申請却下処分を行った。
- 5 平成29年9月11日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に対する審査請求を行った。
- 6 処分庁は、平成29年11月28日付けで、更新火災保険料に係る保護変更申請却下処分を取り消した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、更新火災保険料については遡及して支給するとしながら本件転居費用については遡及して支給しないというのは間違っている、転居前の住居の管理人か

ら退去を迫られやむを得ず転居したのであるから本件転居費用について保護費が支給されるべきであると主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

(1) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13の2の答1において、「最低生活費の遡及変更は3ヶ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」とされている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第7の問30の答13において、敷金等の転居費用を支給することができる場合の一つとして、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」が定められているが、処分庁は、審査請求人が管理者が正当な家賃債権者であることの挙証をしておらず、「家主が相当の理由をもって立退きを要求」している場合に該当するか判断することができなかった。

また、本件転居費用については、平成26年10月3日に審査請求人が自ら支払っており、既に住宅扶助の需要としては満たされている。

(3) 以上のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、保護は、要保護者の需要のうち、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

2 最低生活費の遡及変更については、問答集の問13の2の答1において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」とされている。

3 転居に係る費用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7の4の(1)のイにおいて、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」は、一定の範囲で必要額を認定することができるとされており、また、課長通知の第7の問30の答において、「敷金等を必要とする場合」として17の事例が列举され、その一つとして「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」が定められている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 法に基づく保護は、自らの力で最低限度の生活を維持することができない場合に行われるべきものであり（法第4条第1項）、不足分を補う程度において行う（法第8条第1項）ものであるから、最低限度の生活需要を満たすに十分であり、かつ、これを超えないものでなければならない。

本件において、審査請求人は、現住居に転居してから約2年10箇月後の平成29年8月28日になって本件転居費用に関する保護変更申請書を提出しているところ、本件転居費用については、平成26年10月3日に、審査請求人自らが工面し支払っていることから、住宅扶助の需要としては満たされているといえる。

さらに、通常、最低生活費の遡及変更を行うべき限度は「3か月程度（発見月からその前々月分まで）」（問答集の問13の2の答1）とされており、本件においてはこの期間を超えているため、処分庁は、最低生活費の遡及変更は認められないと判断したのであり、この判断が不合理ということとはできない。

なお、審査請求人は、更新火災保険料と本件転居費用との遡及変更の取扱い上の差異の不合理を主張するが、更新火災保険料の追給処分については、処分庁は、火災保険料が支給の対象となり得ることの説明が不十分であったため、審査請求人の申請の機会を喪失させたことを認め、3箇月を超えて遡及し支給したものである。

一方、本件転居費用については、審査請求人は、本件転居費用が支給対象となり得ることを当初から十分了知した上で、処分庁に対し、転居費用を支給してほしい旨申し立てているのであるから、処分庁において、審査請求人の本件転居費用を申請する機会を喪失させたということとはできない。

それゆえ、更新火災保険料と本件転居費用との遡及変更の取扱いに差異が生じたとしても、不合理とはいえない。

イ また、本件では、審査請求人は、管理者と称する者から、転居前に居住していた住居からの立退きを要求され、契約更新の拒絶がなされているものの、管理者と称する者が真正な管理人資格を有するかを、請求人において挙証することができなかったことから、処分庁は、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」という要件に該当するか否かを判断することができないとしたのであり、この処分庁の判断が合理性を欠くということとはできない。

また、本件では、課長通知の第7の間30のその他の16の要件のいずれにも該当しない。

したがって、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」（局長通知の第7の4の(1)のイ)に当たらない。

ウ よって、本件転居費用については遡及して支払わないとした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|---------------------|
| 平成30年9月28日 | 審査庁が審査会に諮問 |
| 〃 10月9日 | 第1回調査審議（第2部会） |
| 〃 10月11日 | 審査請求人から審査会に主張書面等の提出 |
| 〃 11月6日 | 第2回調査審議（第2部会） |
| 〃 11月15日 | 答申 |

第8 審査会の判断の理由

1 課長通知の第7の間30の答において、「敷金等を必要とする場合」として17の事例が列挙され、その一つとして「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」が定められている。

この点、本件転居費用は、審査請求人が賃借人として賃貸借の解約の申入れに応じて転居したことに由来するものであるところ、当該申入れそのものに正当な事由があるかどうか疑わしいところがあると言わざるを得ないことから、本件転居費用をもって審査請求人がやむを得ず転居したことにより支払ったものと認定することは困難である。

2 また、問答集問13の2の答1においては、最低生活費の遡及変更を行うことができる限度は「3か月程度（発見月からその前々月分まで）」とされており、このような期間の制限は、生活困窮に直接的に対処する給付という生活保護の扶助費の性格に由来するものといえる。

この点、審査請求人は、本件転居費用を自ら支払って現住居に転居してから約2年10箇月後の平成29年8月28日になって本件転居費用に係る保護変更申請書を提出しているが、最低生活費の遡及変更が許容される目安とされている3箇月を大きく超える期間が経過している上、このような長期間が経過した後の遡及変更を特別に許容すべき特段の事情は本件において認めることはできない。

- 3 なお、審査請求人は、更新火災保険料と本件転居費用との遡及変更の取扱い上の差異の不合理性を主張するが、更新火災保険料については、処分庁において更新火災保険料が支給の対象となり得る旨の説明が不十分であったため、審査請求人の申請の機会を喪失させたという特段の事情を踏まえ遡及変更を行う判断をしたものであって、そうした特段の事情が認められない本件転居費用について、更新火災保険料と異なる取扱いをしたことをもって違法又は不当であるとは認められない。
- 4 以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められず、適法かつ適正に行われたものと認められる。
- 5 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

| | | |
|---------|-----|-----|
| 委員（部会長） | 白 浜 | 徹 朗 |
| 委員 | 姫 田 | 格 |
| 委員 | 小 谷 | 真 理 |